

基本目標2 ともに支え合い笑顔で暮らせるまちづくり

I 保健・医療の充実

1 健康づくり

現状と課題

- ライフスタイルの多様化や、生活環境が大きく変化する中で、食生活や運動不足に起因する高血圧、脳血管疾患、糖尿病、高脂血症などの生活習慣病※、メタボリックシンドローム※（内臓脂肪症候群）の該当者が急増し、医療費の増大は社会的な課題となっています。このため、過剰摂取やバランスの偏った食生活への対策が重要な課題となっています。また、自殺問題については、こころの健康づくりが重要な課題となっています。
- 乳幼児期から高齢期まで、ライフステージごとの健康課題の解決をめざして、「健康増進計画・食育※推進計画」を平成27年度（2015年度）に策定しました。令和2年度（2020年度）に第2期の計画を改定し、食・運動・社会参加を含めて引き続き計画を推進していきます。また、平成31年（2019年）3月に「湯河原町のちを支える自殺対策計画」を策定し、自殺予防の取り組みを進めています。ゲートキーパー養成講座によるポピュレーションアプローチ※、心理士による個別相談（平成29年度（2017年度）から）等を行っています。
- 保健センターを拠点として医師会や小田原保健福祉事務所などの関係機関と緊密な連携協力のもとに、疾病の早期発見と早期治療による予防活動としての各種健康診査を行っています。成人に対してはメタボリックシンドロームの予防と対策を目的に生活習慣病の有病者や予備軍を減らすことを重点課題とした「特定健康診査※」と「特定保健指導※」を実施しています。また、生活習慣病重症化予防のグループワーク主体の教室を開催し、本人自身が食生活と健診結果を関連づけて捉え、生活改善につながるよう支援しています。
- 日本全体で高齢化が進んでいますが、本町は県内でも高齢者の人口割合が高くなっています。高齢者が元気を維持できるよう、県の「未病」を改善する取り組みと連携しながら生涯を通じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸をめざすことが重要です。

※【生活習慣病】 食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気。肥満、骨粗鬆症、高血圧、糖尿病、高脂血症、がんなどの症状が代表的。かつて成人病といわれていたが、平成8年（1996年）12月、厚生省公衆衛生審議会でこの言葉が提唱された。

※【メタボリックシンドローム】 内臓に脂肪が蓄積する肥満（内臓脂肪型肥満）を持ち、さらに血中脂質・血圧・血糖のうち、基準値を2項目以上外れている状態をいう。1つひとつの異常は軽くても、重なることで動脈硬化の危険が高まる。

※【食育】 望ましい食生活のための知識を身につけること。また、食卓での団らんを通じて社会性を育んだり、食文化を理解したりすることも含む幅広い教育

※【ポピュレーションアプローチ】 まだ高リスクを抱えていない集団に働きかけ、集団全体がリスクを軽減したり病気を予防したりできるようにすること。

※【特定健康診査】 医療保険者に実施が義務づけられた、メタボリックシンドロームの概念を導入した新しい健康診査制度。40歳から74歳までの健康保険に加入している方が対象

※【特定保健指導】 特定健診の結果により、情報提供、動機づけ支援、積極的支援のいずれかの保健指導レベルに階層化された上での、必要に応じた保健指導

基本方針

乳幼児から高齢者までの健康の維持と増進に向けて、疾病の予防と早期発見、生活習慣病などの改善のため、受診勧奨や啓発による受診率の向上に努め、健康診査などの充実を図り、町民一人ひとりが自発的に健康づくりに取り組めるよう支援し、健康増進計画・食育推進計画の着実な推進に努めます。

母子保健事業においては、令和2年度（2020年度）に「湯河原町母子保健型子育て世代包括支援センター（通称名：ほんわか）」を設置しました。妊娠期から子育て期まで、助産師・保健師等が面接や家庭訪問で、心身の健康の基盤をつくる母子の愛着形成に重点をおき、母子ともに「自己肯定感」を高められるようサポートします。産後ケア事業等も充実させ、母親が心身ともにセルフケア能力が向上するよう、産前産後も切れ目のない支援をしていきます。

こころの健康づくりへの支援を進め、自殺予防、将来の疾病予防に向け力を入れていきます。

県が進める「未病」を改善する取り組みや「健康寿命日本一」をめざす取り組みと連携し、高齢者がより健康で元気に生活できる町をめざします。

主要施策

（1）健康増進・食育の推進

①健康増進計画・食育推進計画の推進

令和2年度（2020年度）に計画期間が満了となることから、これまでの取り組みを踏まえ計画を見直し、第2期計画を策定するとともに、乳幼児期から高齢期までライフステージごとの健康課題に向けた取り組みを、町民、関係団体、行政など町全体で推進します。

②健康づくり意識の啓発

町民一人ひとりが日常生活の中で健康づくりに積極的、自発的に取り組めるよう、各種保健事業や広報活動、イベント活動などあらゆる機会を活用して、「自分の健康は自分でつくり守る」という町民の健康づくりの意識の醸成を図ります。

③健康管理情報システム化の推進

神奈川県国民健康保険団体連合会のシステムを活用し、健診データを基に各種教室を実施することで、実践的なアプローチを図り、疾病予防等に活用します。

④生活習慣病予防対策の推進

循環器疾患、がん、脳血管疾患、糖尿病やメタボリックシンドロームなどの生活習慣病予防に向けた運動・食事に関する取り組みを関係団体と連携して実施します。

⑤こころの健康づくりの推進

地域や職場、家庭でこころの健康に関する意識を高め、早期対応ができる環境をつくとともに、過度のストレスが及ぼす精神的・身体的健康への影響を緩和するため、地域で活動している精神保健福祉関係のボランティアとの連携を図り、職場や地域社会でのサポート体制を拡充し、個人を支える社会的環境整備を図ります。

⑥地域における健康づくりの推進

町民一人ひとりが元気で生き生きと暮らせるよう、地域に根ざした町民主体の身体活動・運動や栄養・食生活の知識習得などを、関係団体と連携を図りながら推進します。

(2) 母子保健の推進

①母子保健の推進

令和2年度（2020年度）より湯河原町母子保健型子育て世代包括支援センター（通称名：ほんわか）を開設し、妊娠期から子育て期まで、助産師・保健師等が面接や家庭訪問で、切れ目ない支援を実施します。

2 予防対策

現状と課題

- がんの早期発見・早期治療のためには、がん検診の受診率の向上を図ることが重要です。がんは喫煙・食生活・運動などの生活習慣に関係しており、生活習慣の改善ががんの罹患率の減少に効果的であり、自ら疾病予防をしていくという意識の啓発と正しい情報の提供が必要です。
- 各種予防接種の向上に努めるとともに、町民に対して感染予防対策などの周知を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等については、国や県などと連携した危機管理体制を構築し、役割分担に応じた対応に努めるとともに、感染症の受診等に関する相談については、国や県の機関等へ適切に引き継ぐ必要があります。

基本方針

「自分の健康は自分でつくり守る」という視点に立った自主的健康管理思想の普及・啓発に努め、各種がん検診や予防接種などの受診勧奨による一次予防の推進を図ります。
医師会とも連携を図りながら、各種事業を効率的に展開します。

主要施策

(1) 各種検診の推進

① 検診受診率の向上

病気の早期発見・早期治療につながるように、各種がん検診などの受診勧奨に努めます。

② がん予防などの正しい知識の普及啓発

がんなどの予防に対する知識や意識の向上のため、情報の提供に努めます。

(2) 感染症対策の推進

① 予防接種率の向上

地域全体の免疫水準を維持し感染症の流行抑制につなげるため、予防接種の必要性を広く周知し、予防接種率の向上を図ります。併せて、予防接種法に位置づけられていない任意の予防接種の中で町が必要と認めた予防接種の定期接種化を国に要望します。

② 感染症に関する正しい知識の普及啓発

感染症予防の重要性や正しい情報を県の関係機関と連携し、知識の啓発に努めます。また、新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザや肝炎などについても、国や県などとの連携に努め、危機管理も含めた蔓延予防のための体制づくりを進めます。

3 医療

現状と課題

- 高齢化の進行や医療技術の進歩、町民意識の変化や医療を取り巻く環境が大きく変わっていく中、誰もが安心して医療を受けることができる環境整備が求められています。このため、救急医療、災害時医療、周産期医療、小児医療など、地域医療[※]体制の充実により、安心して医療を受けられるようにすることが必要です。
- 本町では、救急医療体制[※]については現行の本町の在宅当番医制及び広域病院群輪番制[※]（県西地域2市8町）などの制度を活用して強化充実に努めるとともに、小田原市立病院の3次救急医療を担う「救命救急センター」との連携強化に関係市町村とともに努めています。こうした中、休日や夜間に緊急性のない軽症患者の安易な受診が増加しており、本来救急患者や重症患者を診療しなければならない医療機関がその対応に追われ、医師の過重な負担が生じ、これが医師確保の困難さを増す要因の1つになっています。また、町民のニーズに応える医療機関として、今まで以上の病診連携の促進が求められており、町民に対し、かかりつけ医[※]を持つように周知啓発することが課題となっています。
- 今後、更に高齢化社会が進む中、かかりつけ医では対応が難しい専門的な検査などを行うことができる、地域医療の中核を担う中核病院とかかりつけ医との連携が必要です。

基本方針

社会情勢の変化や町民のニーズを適切に捉え、町民本位でより充実した医療体制の整備と関係機関との連携を図ります。

※ 【地域医療】 それぞれの地域において、住民が受けることができる保健医療サービスの総称

※ 【救急医療体制】 休日・夜間に外傷や急病になった人や救急車で搬送される傷病者に対する医療。在宅当番医制度などによる初期救急医療体制、病院群輪番制病院などによる入院治療を必要とする重症救急患者を対象とする二次救急医療体制、救命救急センターなどによる生命の危機に直面している重篤救急患者を対象とする三次救急医療体制がある。

※ 【広域病院群輪番制】 救急車により直接搬送されてくる、又はかかりつけの診療所など初期救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応するため、休日や夜間に対応できる複数の医療機関が当番制で対応するもの。

※ 【かかりつけ医】 普段の健康管理、病気の初期治療、大病院での検査や治療を必要とするかどうかの判断、他医療機関の紹介など、個人の体の状態を把握している身近な医師のこと。

主要施策

(1) 地域医療体制の充実

① 関係機関との連携と医療体制の充実

救急時や災害時などに町民が安心して医療を受けられるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係機関との連携を図ります。また、町民に適正な受診を促すことにより、初期救急医療、第二次救急医療、第三次救急医療といった医療機関の機能が分化した効果的な地域医療体制の充実を図ります。

② 地域医療についての周知と啓発

産婦人科の誘致や小児科医院の増加については、町内の医療機関との連携を図りつつ、近隣市町を含む広域での医療資源の集約化・重点化などの動向に注視し、町の実情に応じた方策などを検討していきます。

③ 救急医療体制の強化

現行の本町の在宅当番医制及び広域病院群輪番制などの制度を十分に活用して事業の継続性を図るとともに、小田原市立病院の救命救急センターとの連携を強化します。

II 共生社会の実現

4 地域福祉

現状と課題

- 急速な少子高齢化や核家族化、住民相互の社会的なつながりの希薄化など、地域社会の変容がもたらす多様な問題や社会不安に対し、自治会や社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会、地域の福祉団体等による地域福祉活動や社会福祉を通じた地域コミュニティの活動などが必要とされています。子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、皆お互いに支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、町民自らで自立する「自助[※]」、自助を地域で支える「共助[※]」、自助を保障し共助を活かす「公助[※]」のそれぞれで役割を担い、相互に連携した地域づくりが必要です。
- 保健・医療・福祉・介護の各種サービスは、それぞれの分野において独立性が高く、横断的な連携が難しい状況です。地域福祉の推進のため、各種サービスの円滑な利用ができるよう、分野を超えた横断的な連携に対し積極的な働きかけが必要です。
- 高齢者や障がい者の中には、自身による意思決定が十分にできない、自分の財産を管理することができないというケースが多々あります。このような問題に対し、地域包括支援センター[※]や社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会との連携により、成年後見制度[※]や金銭管理に係る事業などの支援体制の周知や事業の活用を促すことなどが重要です。
- 社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会を中心とした各種福祉団体と町との連携は、地域福祉の推進に欠かせないものです。引き続き、福祉分野における支援や連携が望める団体等の活動実態、実績などの把握に努めるとともに、お互いの情報交換や交流などにより、幅広いネットワークを構築することが重要です。
- 町民の抱える様々な悩みごと、トラブル、ニーズなどに対応できる専門的な相談体制の構築が必要です。思い立ったときに、すぐに、気負いすることなく相談できる相談窓口を設けること、またそれを周知することが重要です。
- 老朽化した公共施設の改修や新たに施設を整備する際には、その施設を使う誰もが安全で、安心して、気持ちよく利用できるよう配慮するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインなどの考えを取り入れることが重要です。

※ 【自助】 生活を自らの責任で営むというもの。自助だけでは自立した生活が維持できない場合に地域や行政が支援する。
※ 【共助】 地域の状況を最もよく把握しているのは地域住民であるため、支援の受け手、送り手となり、互いに助け合うこと。
※ 【公助】 行政が町民の自助努力や地域での支え合いができる環境整備を行い、町民の地域活動をあらゆる側面から支援すること。
※ 【地域包括支援センター】 地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えるための機関。総合相談窓口として、介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなどの相談に応じる。
※ 【成年後見制度】 精神上の障がい、認知症などにより判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う後見人などを選任し、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにするなど、社会生活上で発生する様々な不利益から守る制度

基本方針

それぞれが互いに助け合い、安全で安心して過ごすことのできる地域づくりをめざし、町民と行政、関係機関、関係団体などによる協働、連携を図りながら、地域福祉の充実、推進に努めます。

主要施策

(1) 地域福祉の総合的展開

①地域福祉計画[※]の策定

平成29年度（2017年度）から5か年計画として策定した地域福祉計画については、高齢者、障がい者、児童といった枠にとらわれることなく、「地域」という視点をもって、課題の整理、支援方法、各種団体等の役割などについて検討し、計画の推進を図ります。

②保健・医療・福祉・介護の連携

保健・医療・福祉・介護の各種サービスが効果的・効率的に提供できるように、関係機関との横断的な連携を深めるとともに、積極的な情報発信を行います。

③相談体制の充実

各種の相談事業を活用して、町民の日常的な困りごとや専門的なアドバイス、法律的な指導が必要となる事案等の解決を図ります。また、障がい者等からの相談にも対応できるよう、相談支援事業や地域の相談支援事業所の活用を促進します。

④社会福祉協議会の充実

多様化する地域福祉へのニーズに対応できるよう、地域福祉の拠点である社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会を支援するとともに、町との連携、協働により、その活動の充実を図ります。

⑤権利擁護・財産保全体制の確立

町民の高齢化が進む中、障がい者だけでなく、判断能力が十分でない高齢者の増加が懸念されます。自己判断が難しくなった高齢者や障がい者の権利擁護や財産保護のために、社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会や湯河原町地域包括支援センター、相談支援事業などを活用した支援体制の確立に努めます。

※【地域福祉計画】 地域の高齢者、障がい児者、子育て家庭など支援を必要としている町民を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるような仕組みを作るための計画

⑥ みんなにやさしいまちの実現

高齢者や障がい者だけでなく、すべての人たちが安全で安心して快適に公共施設を利用できるよう、施設の整備にあたってはバリアフリー化やユニバーサルデザイン化※、ピクトグラム※の活用等により、みんなにやさしいまちづくりを推進します。

⑦ 人権施策の推進

人権擁護委員との連携による人権教室を通じて、児童に人権への理解を深める機会を設けることや、教育委員会との連携による人権講演会などを通じて、より多くの町民に人権尊重に対する理念を深める機会を設けることなど、引き続き人権教育や人権啓発の活動を行います。

⑧ 地域会館の活用促進

地域コミュニティの拠点となる地域福祉会館の利用促進を図るため、安全で安心して利用してもらえるよう、各会館の施設整備を進めるとともに、幅広い利用用途に対応できるよう、施設の管理、運営方法等について検討します。

(2) 地域福祉活動への参加促進

① ボランティア活動の促進

地域福祉会館を利用してボランティア活動を行う団体等に対して、会館使用料の減免措置等を行い、団体等の活動促進を図ります。

② 地域各種団体のネットワーク体制の確立

社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会や福祉関係団体を中心に、地域づくりに積極的に参加している団体を横断的につなげる手法を検討するとともに、地域福祉活動に関心のある団体等の掘り起こしを行い、多方面の分野で協力しあえるネットワークの構築に努めます。

※ 【ユニバーサルデザイン化】 年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品などにデザイン化すること。
※ 【ピクトグラム】 人に視覚から情報を伝えるための絵文字や記号のこと。

5 児童福祉・子育て支援

現状と課題

- ライフスタイルの変化とともに、核家族化が進み、少子化が加速するなど、子育て家庭をめぐる環境が大きく変化し、子育てをしている親同士の交流や、地域社会とのつながりが希薄になっている状況です。このような中、子育て中の孤独感や負担感を抱いている子育て家庭が、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、親子が気軽に集える子育てサロン[※]、子育ての悩みを相談できる子育て支援センター、預かり保育などの事業の継続及び充実が求められており、どの事業においても施設の、人的な資源が必要になります。
- 女性の社会進出や社会情勢に伴い、共働き家庭やひとり親家庭の割合が増加する中、子育てと仕事を両立するために、保育時間の拡充や低年齢児保育などの保育サービスの充実を図る必要があります。保育士の不足が問題となっている現在、配置基準を守ることができるよう保育士の確保に取り組む必要があります。
- 子育てしやすいまちの実現に向け、地域みんなで子どもを見守り・育てることができる地域づくりを一層推進し、多様なニーズに対し、子育て家庭の視点に立ったきめ細やかで柔軟な子育て支援の提供を図ることが課題となっています。
- 地域活性化や人口減少対策の観点からも、若い世代の住民の流出を防ぎ、また町外からの移住を促進させるためには、子育てしやすい環境を整備することが必要です。
- 教育分野における子育て支援としては、町立幼稚園における預かり保育を充実させたものの、更なる充実が必要です。

基本方針

「第2期湯河原町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「自然とやさしさの中で健やかに子どもが育つまち」の実現をめざします。

「第2期湯河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略プラン」に基づき、若い世代の結婚・出産・子育てについての施策を推進します。

※ 【子育てサロン】 集会所など地域の身近な会場を拠点に、地域のボランティアの支援のもと、子育て中の保護者と子どもが気軽に集い、仲間づくりと情報交換を行う場

主要施策

(1) 子どもたちが生き生きと育つための環境づくり

①子どもの権利の尊重

虐待等に対処するため、子育て支援センターの子ども家庭支援員を中心に、保育所、学校、児童相談所等と連携し、子どもが必要な支援を受けられる相談体制の充実を図ります。また、子育て世帯包括支援センター「ほんわか」において、妊娠期から継続的に親子に寄り添う支援に取り組みます。

②健全な遊び場や交流の場の確保

子ども達が安心して過ごせる居場所を維持し、子どもからお年寄りまでの多世代が、安心してそれぞれの持ち味を發揮し、挑戦し、応援し合える交流の場を継続して推進していきます。また、地域福祉会館を地域の子どもたちが互いにコミュニケーションを図る場として活用できるよう、会館スペースの有効的な活用方法について検討します。

(2) 子育て支援サービスの充実

①幼児保育サービスの整備・充実

保育所では、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を提供し、健全な心身の発達と成長を促し、生涯にわたる生きる力の基礎を育てる場として、子どもの視点に立ったきめ細やかで柔軟な保育サービスの提供を図っていきます。

少子化を踏まえ、民営化など保育所のあり方や、子育て家庭のニーズに沿った多様な保育サービスの提供について検討し、低年齢児保育、預かり保育、子育てサロン、ファミリーサポート事業の充実を図り、子育てと仕事の両立を支援し、地域みんなで子どもを見守り、育てることができる地域づくりを推進し、子育てしやすい環境の整備に取り組みます。

②子育て相談体制の充実

子育て支援センターに配置した子ども家庭支援員を中心に、学校、保育所、幼稚園、子育てサロンなど直接子どもと接する機関や、児童相談所、医療、保健センターなどの専門機関との相互の連携を図り、どこに相談しても必要な支援が受けられる体制を整備し、子育て家庭の孤立化を防ぎ、虐待の兆候などの早期発見に努め、防止と対策について適切な対応を図ります。

6 障がい児者福祉

現状と課題

- 障がい者等の社会参加を促進する事業の1つとして、地域活動支援センター※事業を実施していますが、利用希望者が増加傾向にあり、利用可能な人数を超えてしまうことが懸念されます。
- 就労を希望する障がい者等に対し、就労移行支援の利用促進や障がい者就業・生活支援センター事業による就労支援を行っていますが、一般就労まで至らず、就労継続支援B型や生活介護などの福祉サービスを利用するケースが見受けられます。また、一般就労した障がい者等であっても仕事内容や職場環境が自身に合わないなどの理由により離職しないよう継続して働くことをサポートするための支援が必要です。
- 障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を円滑に利用するためには、計画相談支援事業所が行う計画相談支援の利用が望ましいものの、現状では利用希望者が事業所での受け入れ可能人数を超えてしまっている場合がほとんどであり、計画相談支援を受けることが難しい状況となっています。
- 障がい者等に対する差別や虐待の防止、人権擁護のため、障がいについての理解を深めることが必要です。

基本方針

障がい者等が地域の中で「その人らしく暮らす」ことができるよう、適切な権利擁護が図られた上で、自助・共助・公助による支援により、障がい者等の「自己実現」が図られることをめざします。

※ 【地域活動支援センター】 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設

主要施策

(1) 障がい児者が生き生きと暮らしていくための環境づくり

① 社会参加・就労・就学などの支援

障がい者等に対し、地域活動支援センターや障がい福祉サービス事業所等を通じた社会活動への参加を促します。また、就労を希望する障がい者に対し、就労継続支援サービスの利用を促すことや、一般就労を希望する障がい者への就労相談、就労後の就労定着相談などの支援の充実を図ります。障がい児の就学については、就学相談等を通じて、障がいや発達の程度に応じた指導や教育が適切に受けられるよう支援します。

② スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

関係機関が連携して実施する障がい児者のスポーツ大会や文化事業への支援を行うとともに、障がい児者の参加を促しスポーツや文化に触れることにより、日々の生活の中に達成感や満足感を持つことができるような機会を創出します。

③ 特別支援教育の充実

就学相談などにより児童・生徒の状況把握に努めるとともに、児童・生徒の成長、発達に応じた個別の指導計画に基づき適切な指導、教育、援助などを行います。また、子どもたちの学校生活のサポートや教育補助を行う「障がい児介助員」を継続して配置します。さらに、県立小田原養護学校湯河原・真鶴分教室（仮称）の整備促進を図ります。

(2) 各種サービスの基盤整備

① 保健・医療の充実

障がい者、障がい児の保護者等の経済的負担軽減のため、引き続き重度障がい者医療費助成[※]を実施します。また、障がい児について、地域訓練会（あゆみの会）等への参加により障がいの早期発見を図り、早期療育につなげるとともに、保健医療機関との連携により、障がいの原因となる疾病等の予防や障がいに対する対処方法等の指導を行います。

② 在宅サービスの充実

ホームヘルプを中心とした在宅サービスについて、個々の障がい児者に対し、必要に応じたサービスが受けられるよう、利用者のニーズを把握し、相談支援専門員等からの支援を受けやすくできるよう努めます。

③ 住宅設備の改良

重度障がい児者の日常生活の利便性向上のため、重度障がい児者の障がいの程度に合わせた住宅改良の工事費用に対して助成を行い、生活環境の改善や改良に係る経済的負担の軽減を図ります。

④ 各種サービスの円滑な提供

障がい児者が必要なサービスをどのくらい受けるべきなのか、地域の相談支援事業所や町の相談支援事業の活用を促し、サービスの円滑な利用が図られるよう支援します。

(3) 地域支援体制の確立

① ボランティアなどの活動の促進

福祉団体等が実施するボランティア活動等を支援するとともに、インフォーマルな資源の発掘、活用により、障がい者等の日常生活を支援します。

② 啓発活動の推進

障がい者等が地域の中で生活していく上で、適切な人権擁護が図られ、自立と社会参加が促されるよう、障がいへの理解を深めるための啓発活動を行います。

※ 【重度障がい者医療費助成】 重度の身体障がい、知的障がい及び精神障がいを有する人の保健の向上と福祉の増進を図るための医療費の助成

7 高齢者福祉

現状と課題

- 本町における65歳以上人口は、令和2年（2020年）1月1日現在10,093人で、全人口に占める割合は40.7%となっており、令和7年（2025年）には46.2%になると予想されています。このような超高齢社会[※]に対応するため「湯河原町老人福祉計画」及び「湯河原町介護保険事業計画」[※]を一体化した「湯河原町高齢者生きがいプラン」を策定し、介護保険サービスの充実、在宅生活の支援、健康管理などの施策を実施してきました。
- 本町は、高齢化率が全国や県内の他市町村と比較して非常に高く、すでに「超高齢社会」に入っており、さらに「団塊の世代[※]」が75歳を迎える令和7年度（2025年度）を見据えながら長期的視野に立って、高齢者が住み慣れた地域にいつまでも安心して住み続けることができる地域包括ケアシステムの確立に向けて、更に充実させる必要があります。
- 今後、更なる高齢化の進展や家族形態の変化に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加が予想されるため、地域の方々やボランティアの活用を図り、地域で高齢者を見守れる体制の確立が必要であると考えられることから、高齢者の総合相談窓口として、湯河原町地域包括支援センターが中心となり、関係機関と連携し、援助・支援体制を強化していくことが必要となってきます。

基本方針

平成18年度（2006年度）に策定した「湯河原町老人福祉計画（第3期介護保険事業計画）」において掲げた基本理念である「高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくり」を実現するための体制づくりを引き続き積極的に推進していきます。

主要施策

（1）高齢者が生き生きと暮らしていくための環境づくり

①社会参加・就業の支援

今後、更なる高齢化が進展する中、町内単位老人クラブ会員の高齢化や会員数の減少が進んでおり、加入を促進するため、老人クラブ会長等の指導者の養成や老人クラブ連合会の活性化

※【超高齢社会】 65歳以上の方が総人口に占める割合のことを「高齢化率」といい、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%以上を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」という。
※【「湯河原町老人福祉計画」及び「湯河原町介護保険事業計画」】 市町村が将来必要な老人福祉サービスの量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備するもの。老人福祉計画と介護保険事業計画は整合性をもって作成することが必要であることから、計画期間は同一とし、作成も一体的に行うのが適当とされる。
※【団塊の世代】 昭和22～24年ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いことからいう。

の推進を図り、地域での活躍の場を増やすとともに、地域と老人クラブが協働して行う事業を検討します。また、いわゆる「団塊の世代」など多くの定年退職した方たちが培ってきた豊富な経験や知識、技能を活かし、地域社会に還元し、次世代へ継承する場や機会の充実を図ります。併せて、各種情報提供と「湯河原町シルバー人材センター」を通じた高齢者への就業支援の充実を図ります。

②文化学習・スポーツ活動などの推進

健康で充実した日常生活を送る一助としての、高齢者対象の「シルバースポーツ大会」や手工芸作品を集めた「シルバー作品展」などについて、主催する社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会と協働して充実を図ります。また、パークゴルフなどのスポーツを通じて小学生などと世代間交流を行い、高齢者の社会参加を促進します。

(2) 地域生活支援体制の整備

①地域包括ケアシステムの確立

介護や支援を必要とする高齢者などが継続して、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、生活支援コーディネーターや湯河原町生活支援体制整備推進協議体を中心となって、高齢者の総合相談窓口としての湯河原町地域包括支援センターをはじめとした関係機関との連携、地域の方々やボランティアの活用を推進しながら、サービスを開発・創出することにより、生活支援体制や高齢者を地域全体で支える体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの確立をめざします。

②ボランティア活動の促進

地域資源の掘り起こしにより、生活支援サポーター（買い物、ごみ出し等）や介護予防サポーター（グループリビング事業・介護予防事業教室への協力など）の育成、地域に根ざしたボランティア活動の促進を図り、支え合う地域社会が形成されるよう努めます。

③グループリビング（宅老所）事業の推進

地域会館を利用し、高齢者の閉じこもりや孤立感の解消を図り、生きがいを持って住み慣れた地域で生活するための一助として、高齢者の誰もが立ち寄れる場の「グループリビング事業」を推進するとともに、運営にあたり介護予防サポーターの協力や身近なボランティアの活用を得ていきます。また、介護予防の観点から健康体操、手工芸品づくりなどのプログラムの充実に努め、事業運営の拡充を図ります。

④高齢者世帯に対する支援

他者から援助、支援を受けることが困難な一人暮らし高齢者や高齢者世帯の方々に対し、安心して充実した生活が送られるよう、湯河原町地域包括支援センターが総合相談窓口として、湯河原町民生委員児童委員協議会、社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会、小田原保健福祉事務所などの関係機関と連携を図りながら、地域の方々やボランティアの活用により支援します。

Ⅲ 社会保障の充実

8 介護保険

現状と課題

- 本町では、高齢化の進展に伴い、要介護者の増加により今後ますます介護サービスの増大が見込まれます。併せて、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加も予測されています。高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で支え合う仕組みづくりが課題となっています。
- 「団塊の世代」が75歳を迎える令和7年度（2025年度）を見据えながら、長期的視野に立って地域包括ケアシステムの確立に向け、湯河原町地域包括支援センターと連携して更なる充実を図る必要があります。
- 介護保険料については、3年度を単位とした事業運営期間ごとに策定する介護保険事業計画に基づき、事業運営期間を通じて、介護保険財政を運営する上で支障が生じないように設定していますが、更なる健全な運営を推進していくためには、介護保険料の収納率の確保が必要です。

基本方針

「高齢者が安心と生きがいを実感できるまちづくり」を実現するため、元気な高齢者を対象とした介護予防事業の推進を図るとともに、要介護状態となっても、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる体制づくりを、より積極的に推進します。

主要施策

(1) 利用者の立場に立った介護保険サービスの推進

① 介護保険サービスの充実と保険給付適正化の推進

介護サービスの供給量を確保しながら、ケアマネジメント[※]の研修等を通じて、サービスの質の向上を図ります。また、介護保険制度を持続可能なものとするためには、介護給付費や介護保険料の増大を抑制する必要があることから、指定事業者に対する実地指導のほか、地域密着型サービス事業者に対する指導監督を強化することにより、不適切な介護給付費の削減を図ります。

(2) 高齢者を地域全体で支える仕組みづくり

① 地域包括ケアシステムの確立（再掲）

介護や支援を必要とする高齢者などが継続して、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、生活支援コーディネーターや湯河原町生活支援体制整備推進協議体を中心となり、高齢者の総合相談窓口として、湯河原町地域包括支援センターをはじめとした関係機関との連携、地域の方やボランティアの活用を推進しながら、サービスを開発・創出することにより、生活支援体制や高齢者を地域全体で支える体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの確立をめざします。

② 認知症施策・権利擁護の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護サービスの提供等の支援体制を構築します。また、成年後見制度や虐待問題等権利擁護の体制を拡充します。

③ 生きがいづくり・社会参加の促進

趣味やスポーツ、文化活動など、生涯学習[※]活動の促進を図るとともに、地域のイベント、高齢者や若い世代との交流、さらに高齢者自身が他の高齢者の見守り、声かけ、買い物などの生活支援サービスの担い手となることにより、高齢者が積極的に社会参加できる機会の拡充に努めます。

※ 【ケアマネジメント】 本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立ち、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法

※ 【生涯学習】 一人ひとりが健康で豊かな生活を営むことや、仕事に役立つ知識や技術を身につけたり、生きがいのある充実した人生にするために、自分の意思に基づくことを基本として、必要に応じて自分に適した手段や方法を選び、生涯を通じて行う学習活動のこと。

④地域包括支援センターの円滑な運営

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の方々をはじめ、すべての方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、高齢者の総合相談窓口として、成年後見制度の周知・活用や相談体制を充実させるとともに、湯河原町地域包括支援センターを円滑に運営し、高齢者の権利侵害の防止や不安の解消に努めます。

(3) 健康づくりと介護予防の推進

①地域支援事業による介護予防の推進

介護予防は、高齢者の自立支援という観点からも重要であるため、加齢に伴う体力低下、低栄養、口腔機能低下（オーラルフレイル）や認知機能低下などのフレイル（虚弱）予防について、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防などの介護予防教室を実施します。また、元気な高齢者が住民主体の自主活動として、生活を支援するサービスや地域デイサービスなどを実施するための仕組みづくりに取り組みます。

(4) 地域の実情に応じたサービスの推進

①地域密着型サービスの整備

町民のニーズの把握に努め、地域の実情に即した地域密着型サービスの基盤整備を行います。

②住み慣れた地域で暮らし続けるサービスの推進

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるように、湯河原町地域包括支援センターを含めた形で、医療と介護の連携、居宅サービスと施設サービスの連携を図ります。

(5) 介護保険制度の適切な運営

①介護保険制度の適切な運営

3年周期で見直す介護保険事業計画に基づいて、介護サービスに要した総費用と保険料を基礎にした財源とのバランスがとれるように、介護給付費の抑制と介護保険料徴収体制の整備を図り、適切な運営に努めます。

9 社会保険

現状と課題

- 平成30年度（2018年度）から財政運営の主体が県となり、財政基盤の安定化が図られたものの、依然として高齢化の進行や生活習慣病による受診及び医療の高度化により、一人あたり医療費は引き続き増加傾向になっています。
- 40歳以上の国民健康保険被保険者を対象として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施しています。受診率の向上を図ることで、健康に対する意識の向上と将来的な健康寿命の延伸により、医療費の抑制につながることを期待されます。また、データの分析により課題を明確にし、策定したデータヘルス計画を基に効率の良い保健事業の実施を行います。
- 国民年金の事務委託を受け、町が国民年金に関する各種届出の受付などを行っています。
- 後期高齢者医療制度[※]については、運営主体である神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携して、安定した保険運営を実施していくことが必要です。

基本方針

平成30年度（2018年度）から都道府県が財政運営の主体となり、財政基盤の安定化が図られましたが、引き続き、国や県と連携し、安定的な事業運営に努めます。また、保険料率の適切な算定に努めます。

医療費の抑制対策として、特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上をめざし、併せて医療費通知やジェネリック医薬品[※]差額通知の送付などの保険事業を実施し、将来的な医療費の削減・抑制に努めます。

日本年金機構や年金事務所との連携により、円滑な年金制度の推進に努めます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合と協力し、後期高齢者医療制度の円滑化及びその充実に努めます。

※ 【後期高齢者医療制度】 平成20年（2008年）4月から始まった75歳以上の高齢者を対象とした医療制度のこと。

※ 【ジェネリック医薬品】 後発医薬品とも呼ばれ、新薬の特許期間が過ぎた後、同じ主成分、同等の効き目の薬として他の製薬会社が製造した医薬品のこと。

主要施策

(1) 国民健康保険制度の適切な運営

① 安定的な事業運営

収納率の向上対策やレセプトの点検など、医療費の適正化事業とともに、医療費の分析による適切な保険事業の実施や、国が普及率の向上をめざしているジェネリック医薬品の利用も含め、即効性の高い施策の実施に向け、関係機関と協議、検討します。平成30年度（2018年度）から都道府県が財政運営の主体となり、財政基盤の安定化が図られましたが、引き続き国や県と連携し、安定的な事業運営に努めます。また、保険料率の適切な算定に努めます。

② 特定健康診査・特定保健指導の推進

40歳以上の被保険者に対する特定健康診査や特定保健指導を実施するとともに、生活習慣病の予防に関する啓発により、被保険者の意識改善に努め、将来的な医療費の削減に努めます。

③ 被保険者への保健事業の推進

医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知の送付、ヘルシープラザ及び湯河原町総合運動公園パークゴルフ場の利用助成のほか、医療費の分析により地域特性などを踏まえた各種保健事業の実施を推進します。

(2) 国民年金事務の実施

① 年金情報の提供と相談の実施

引き続き小田原年金事務所と連携を図り、年金相談などを実施し、低所得者や失業者、学生などの納付困難者に対し、免除及び猶予制度などについての周知を図ります。

(3) 後期高齢者医療制度の適切な運営

① 安定的な事業運営

神奈川県後期高齢者医療広域連合との業務分担に従い、被保険者の適正な資格管理と、保険料収納率の向上をめざし、安定した事業運営に努めます。

② 後期高齢者健康診査の実施

後期高齢者医療制度の被保険者に健康診査を実施して、生活習慣病などの予防を図ります。

10 生活支援・ひとり親福祉

現状と課題

- 生活困窮者が不安を抱えたまま日々の生活が続けることなく、健康的に安心して毎日を送ることができるよう、また、一日でも早く自立した生活ができるよう、生活保護制度をはじめとした各種支援制度を円滑に受けるために町と各関係機関との連携により支援する必要があります。
- 老朽化した孫込、神戸の両町営住宅の今後のあり方について、その必要性や入居者の現状、入居希望者のニーズなどを踏まえた上で、施設の長寿命化、廃止以外の方向性についても検討する必要があります。
- ひとり親家庭が占める割合は増加傾向にあり、子育てをはじめ生活や就労など生活の中で様々な不安を抱えながら子育てをしています。ひとり親家庭の不安や孤立感を持ちながらの子育ての負担を軽減し、ひとり親家庭が安心して自立した生活が営めるよう、関係機関と連携を図りながら相談、助言などに努め、精神的支援と自立に向けた支援が必要となります。

基本方針

生活困窮者の現状やニーズを的確につかみ、必要となる制度や各関係機関との連携により、生活困窮者の救済に努めます。

町営住宅の今後のあり方を検討し、維持管理等の方針を決定します。

経済的、社会的、精神的に不安定な状況に置かれがちなひとり親世帯が、子育てにおいて孤立感や不安感を抱くことのないよう、精神面の安定と自立した生活を営めるよう支援を推進します。

主要施策

(1) 自立支援と最低生活保障

①生活困窮者への支援

生活困窮者からの相談に対し、社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会や小田原保健福祉事務所等と連携し、日々の生活に必要な支援が受けられるよう支援します。

②生活保護事業の推進

生活保護の支給決定機関である小田原保健福祉事務所との役割分担により、生活困窮者の現状把握や今後の生活についての展望等を適切に小田原保健福祉事務所につなげ、問題の解決に努めます。

③町営住宅の整備検討

老朽化した孫込住宅の長寿命化の検討と合わせ、将来的な手法として、民間賃貸住宅を利用した家賃補助制度の構築、民間賃貸住宅の借り上げ住宅化等についても検討します。また、老朽化が激しい神戸住宅については、現入居者の退去後に廃止します。

(2) ひとり親家庭への支援

①相談活動の強化

民生委員、児童委員、県、小田原保健福祉事務所、母子相談員などと連携を図りながら、ひとり親家庭が安心して子育てができ、自立した生活が営めるよう育児、就学、生活などについての相談の体制強化を図り、支援を推進します。

②援護サービスの充実

関係機関と連携し、援護の充実を図り、親が子どもを養育する責任を遂行できるよう見守り、支援していきます。